

楽生苑相談支援事業所 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定計画相談支援指定障害児相談支援に関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを文章により説明するものです。

1. 事業者名称概要

経営事業者の名称	社会福祉法人 新生福祉会
法人所在地	広島県尾道市瀬戸田町林 1288 番地 6
法人種別	社会福祉法人
代表者	理事長 山中 康平
電話番号	0845-27-2943
法人ホームページ	https://www.rakusei.or.jp

2. 事業所の概要

事業所の種類	1 指定特定相談支援事業 2 指定障害児相談支援事業
名称	楽生苑相談支援事業所
事業所番号	3431150162
管理者	永谷 有里
所在地	広島県尾道市瀬戸田町瀬戸田 1-1
電話番号	080-2195-5925
開始年月	1 令和5年4月1日 2 令和6年11月1日

3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	社会福祉法人新生福祉会（以下「事業者」という。）が開設する楽生苑相談支援事業所（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法（以下「法」という。）に規定する基本相談支援・計画相談支援・障害児相談支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対する適切な相談支援を提供することを目的とする。
運営方針	1 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者又は障害児の保護者の

	<p>選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して計画相談支援及び障害児相談支援の事業を行う。</p> <p>2 事業所は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立って事業を行う。</p> <p>3 事業所は、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に事業を行う。</p> <p>4 事業所は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。</p> <p>5 事業所は、自らその提供する事業の評価を行い、常にその改善を図る。</p> <p>6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。</p> <p>7 事業所は、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努める。</p> <p>8 事業所は、法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第28号)、法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第29号)その他関係法令を遵守し、事業を実施する。</p>
--	--

4. 職員の体制

職 種	常 勤	非 常 勤	常勤換算	指定基準
管理者兼相談支援専門員 (社会福祉士・精神保健福祉士)	1名		1名	1名

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

当事業所では、利用者に対して指定計画相談支援障害児相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

5. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常実施地域

尾道市因島瀬戸田地域

(2) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日及び一部の土曜日とする
-------	---------------------

休業日	日曜日，祝日，8月13日～15日・12月30日～1月3日
営業時間	9：00～17：00

6. 主たる対象者

事業の主たる対象の障害の種類は，特定しないものとします。

7. サービスの内容

(1) サービス等利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して，利用者の心身状況，その置かれている環境等を把握したうえで，適切な保健，医療，福祉，就労支援，教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が，総合的かつ効率的に提供されるように配慮して，サービス等利用計画を作成します。

(2) サービス等利用計画の作成の流れ

- ① 相談支援専門員は，利用者の居宅等を訪問し，利用者及びその家族に面接して利用者の心身の状況等，利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握します。
- ② サービス等利用計画の作成の開始にあたっては，当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容，利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して，利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 利用者の心身の状況，その置かれている環境等に応じて，利用者の選択に基づき，適切な保健，医療，福祉，就労支援，教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が，多様な事業者から，総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。
- ④ 利用者についてのアセスメントに基づき，当該地域における指定障害福祉サービス等が提供される体制を勘案して，当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し，利用者及びその家族の生活に対する意向，総合的な援助の方針，生活全般の解決すべき課題，提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期，福祉サービス等の種類，内容，量，福祉サービス等を提供する上での留意事項，障害者総合支援法第22条，児童福祉法第6条の2第8項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成します。
- ⑤ ④で作成したサービス等利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について，介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で，当該サービス等利用計画案の内容について，利用者及びその家族に対して説明し，利用者等の同意を得た上で決定します。
- ⑥ 支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に，指定障害福祉サービス事業者等，指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整を行うとともに，サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに，担当者から専門的な見地から意見等を求めることとします。また，これを基に，相談支援専門員はサービス等利用計画を作成し，利用者等の同意を得た上で決定します。

(3) サービス等利用計画作成後の便宜の供与

サービス等利用計画作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定、又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。

モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

（４）サービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

8. 利用料金

（１）サービス利用料金

指定計画相談支援障害児相談支援に関する利用料金について、事業者が法の規定に基づいて市町村から計画相談支援給付費障害児相談支援給付費の額を受領する場合（以下「法定代理受領」という。）は、ご利用者の自己負担はありません。

事業者が計画相談支援給付費障害児相談支援給付費の額の法定代理受領を行わない場合は、下記の金額をお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの区市町村に申請すると計画相談支援給付費障害児相談支援給付費が支給されます。）

（２）交通費

通常の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費をいただきます。また、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとします。

- ① 通常の事業実施地域を超えた場所を起点として、路程 1 キロメートル当たり 20 円を実費として徴収します。
- ② 高速道路・有料道路・公共交通機関・船舶

9. サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、ご遠慮なく相談ください。

（２）ハラスメント対策

事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。それとともに、利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

10. 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)保存期間は、指定計画相談支援障害児相談支援を提供した日から5年間です。

11. 秘密の保持

職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。また、事業所は職員であった者に業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を伝え、職員との雇用契約の内容とします。

12. 事故発生の対応

事業所は、事故が発生した場合は、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置をとり、事故の状況及び事故に対して取った処置について記録するものとします。

また、万が一の事故に備え、下記の損害保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

損害保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
損害保険の種類	介護保険・社会福祉事業者総合保険

13. 虐待の防止について

当事業所は人権の擁護・虐待の防止のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定

虐待防止に関する責任者	永谷 有里
-------------	-------

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制を整備

(4) 虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施

(5) 基準第28条の2第1項の虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)の設置等に関する事

14. 苦情・要望の受付について

(1) 当事業所の苦情・要望の受付窓口

担当者	永谷 有里
電話番号	080-2195-5925
FAX番号	0845-23-7234
受付日	月曜日から金曜日及び一部の土曜日
受付時間	9:00~17:00(日曜日, 祝日, 8月13日~15日・12月30日~1月3日除く)

(2) 当事業所苦情解決責任者

担 当 者	乃美 祐太
電 話 番 号	0 8 4 5 - 2 3 - 7 2 3 3
F A X 番 号	0 8 4 5 - 2 3 - 7 2 3 4
受 付 時 間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

(3) 当法人の苦情解決に係る第三者委員

担 当 者	松村 晃次
電 話 番 号	0 8 4 5 - 2 7 - 1 6 0 1
担 当 者	村上 登貴子
電 話 番 号	0 9 0 - 5 3 7 5 - 1 2 0 7

(4) その他の相談・苦情窓口

担 当 部 署	広島県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会
電 話 番 号	0 8 2 - 2 5 4 - 3 4 1 9
F A X 番 号	0 8 2 - 5 6 9 - 6 1 6 1
受 付 時 間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0 (土・日曜日・祭日、年末年始除く)

1 5. 衛生管理等について

- (1) 当事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理を行います。
- (3) 当事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、下記の対策を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る
 - ③ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
 - ④ 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施

1 6. 業務継続計画の策定等について

- (1) 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスを継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画

